

国民健康保険あかぎ診療所のあり方に関する報告書（案）

令和4年1月26日

第1 国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会について

1 委員会設置の目的

渋川市国民健康保険あかぎ診療所の、地域医療を担う医療機関としての必要性和今後あり方を検討するため、「渋川市国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会」を設置する。

2 委員会の役割

渋川市の今後の地域医療を総合的に俯瞰し、渋川市国民健康保険あかぎ診療所の経営形態のあり方そのものをより詳細に、そして様々な可能性について多角的に検討し、診療所の医療機関としての必要性や今後の機能等のあり方について市長へ報告するもの。

3 委員会の組織等

市民や医療、福祉関係者など、各分野の委員8人で構成した。

(五十音順・敬称略)

氏名	所属、職業等	適用
狩野美喜子	渋川市社会福祉協議会理事	地域福祉
◎川島 理	渋川地区医師会会長	地域医療
○田中 誠	公認会計士	識者
千木良英昭	群馬県渋川保健福祉事務所所長	行政機関
平形 清恵	渋川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会長	被保険者
平沢 孝雄	赤城地区自治会連合会会長	市民
眞下 宗司	渋川広域障害保健福祉事業者協議会理事長	障害福祉
村上 忠明	群馬県介護支援専門員協会渋川支部支部長	介護福祉

(◎は委員長、○は副委員長)

4 委員会の開催状況

回	開催日	会場	検討内容等
第1回	R3. 10. 21	市役所第2庁舎	・委員長及び副委員長の選出について ・診療所の運営状況について
第2回	R3. 11. 25	市役所本庁舎	・渋川市の医療の状況について ・診療所のあり方について
第3回	R3. 12. 15	市役所本庁舎	・診療所のあり方について
第4回	R4. 1. 26	市役所本庁舎	・診療所のあり方について ・報告案について
第5回	R4. 2.	—	・報告書について

第2 国民健康保険あかぎ診療所のあり方について

1 現状

国民健康保険あかぎ診療所は、医療・介護・保健・福祉の連携とサービスの充実を図るため、昭和20年代初期に設置された旧赤城南診療所及び北診療所の統合を経て、平成22年に開院した公設の診療所である。

医療機関の偏在と医療不足地域への対応だけではなく、地域包括ケアシステムの構築への貢献や在宅医療の推進など、地域の保健医療福祉機関を役割として地域と深く関わりながら経営を続けてきた。

また、国内で新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令された令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や住民の不安解消を目的に、医師会の協力のもと、県内に先駆けて発熱スクリーニング外来を設置し、また、令和3年度は、通常診療を縮小するものの、市民に対して新型コロナウイルスワクチン接種を積極的に行うといった、公設の医療機関としての役割を果たしてきた。

一方で、近年では外来患者数が減少傾向にあり、また、一般会計からの繰入金が増加している状況が続き、経営改革の必要性が大きく迫られている状況となったことから、市では令和2年度に、人件費や管理費を圧縮するなどの経営改善を行ったところである。

なお、医師の退職に伴い、診療所は令和3年12月17日より休止となっている。

2 検討の視点

本市では、人口減少や少子高齢化による公共施設等の利用状況の変化や、税収の伸び悩みに加えて普通交付税の減収が見込まれるといった厳しい財政状況のなか、安定かつ効率的な行財政運営を行うため、事務事業の見直しや行政と民間の役割分担の見直しによる外部委託・民営化等に取り組んできた。

このようなことを背景に、令和2年度渋川市議会12月定例会では、「国保赤城診療所の経営状況及び今後の取組について」を報告し、その中で、「診療形態のあり方を検討し、外来診療や訪問診療の内容を精査するとともに、民間活力を活用した運営など、経営形態のあり方についても検討する」としている。

以上のことから、国保あかぎ診療所の今後のあり方にあたっては、今後の地域医療を総合的に俯瞰し、経営形態そのものをより詳細に、そして様々な可能性について多角的に検討し、以下の視点で取りまとめる。

(1) 地域医療機関としての必要性

設置の趣旨や目的、社会的ニーズ、医療需要等からの検討により、地域の医療機関としての必要性を示す。

(2) 地域医療機関として確保するための経営形態

持続可能な運営方法を目指し、民間活力を活用した運営など、経営形態のあり方について示す。

具体的には、公設で運営していく必要性や指定管理者制度導入の可能性、施設譲渡による民間運営の可能性を示す。

(3) その他意見

委員会としての報告をまとめたうえで、各分野の委員それぞれの立場における意見について、委員会として必要な意見を両論併記として附帯する。

3 今後のあり方

(1) 地域医療機関としての必要性

本市における医療機関は、渋川地区に集中する一方、そのほかの地域では不足しており、国保あかぎ診療所の所在地は、本市の医療機関として北限に位置する。

また、本市の65歳以上の人口割合は、平成7年の17.2%から令和2年は35.5%となり高齢化が進んでいる。

今後の医療需要予測や市民の医療体制の充実に対する要望を考慮すると、地域の医療機関として必要である考える。

(2) 地域医療機関として確保するための経営形態

※以下①～③は報告書に記載することを想定し、基本的な内容についてそれぞれ作成したものです。

※① 国保直診として

国民健康保険あかぎ診療所は、国保診療所の使命である「地域医療を確保するとともに疾病予防・介護予防を通じ、地域住民の健康と安心を守る」ため、地域に支えられ、深く関わりながら経営を続けてきた経緯がある。

公立病院が担う医療は採算性確保に困難性を伴うものを含むのが一般的であり、医師の働き方改革に対する社会的懸念等により、指定管理者制度の導入や民間譲渡については、条件面の作成やその候補となる法人等の選定に時間を要することが想定される。

令和2年度に経営改善を行いながらも、現在は診療所が休止状態であること、また、新型コロナウイルス感染症への各種対応を考慮すると、地域医療の継続的な確保に向けては、経営改善の効果を注視しつつ、現在の枠組みで医療提供の再開が可能であり、今後も市が施設を直接管理する、国保直診として運営していくことが適当である。

なお、その運営にあたっては、市民に対する運営状況の開示はもとより、公設の機関が果たさなければならない役割を明確にし、民間医療機関が行わない取り組みを検討するなど、市民負担（一般会計負担）への理解や地域の信頼構築に努める必要がある。

一方で、経営改善や公設の機関が果たすべき役割が実現できない場合には、「民間にできることは民間に委ねる」という考え方を基本に、地域の理解を得ることを前提に、民間活力を活用した運営を検討すべきであるとする。

※② 指定管理者制度として

高齢化により在宅医療の要望が高まるなか、医療、介護が連携したサービスの提供を行うためには、その運営を民間の経営能力を活用することが効果的である。

その運営方法については、診療業務の収支不足を市が補填する必要があるものの、契約によって相手方の責任範囲を明らかにすることで一定の公共性が確保でき、民間

経営のノウハウを活用した運営が可能となることで医業収支の採算性が向上し、一般会計からの繰り出し金の縮減が期待されること、そして、診療所以外のスペースで事業者の提案によって地域ニーズに応える他のサービス展開が実施可能な、指定管理者制度の導入が適当である。

なお、経済性を優先するあまり、地域医療の水準が低下しないように留意することや、運営形態の変更にあたっては、市民の理解を得ることが最も重要であり、資料等の公開や地域に対する丁寧な説明を求める。

※③ 民間譲渡として

高齢化により在宅医療の要望が高まるなか、医療、介護が連携したサービスの提供を行うためには、その運営を民間の経営能力を活用することが効果的である。

地域において必要な医療は公・民の適切な役割分担により提供されるべきものであり、「民間にできることは民間に委ねる」という考え方や、医師確保対策及び市民負担を考慮すると、その運営方法については、経営面や施設面など診療所事業そのものを医療法人等に譲渡し、民間の医療機関として医療サービスの提供を行う民間譲渡が適当である。

これにより、市民負担（一般会計負担）を必要とせず、民間経営のノウハウを活用した効率的な運営と、独自の給与等の規定により弾力的な人材確保が可能となり、また、診療所以外のスペースを有効活用した地域需要に応じたサービス展開が期待される。

なお、経済性を優先するあまり、地域医療の水準が低下しないように留意することや、運営形態の変更にあたっては、市民の理解を得ることが最も重要であり、資料等の公開や地域に対する丁寧な説明を求める。

(3) その他国保あかぎ診療所のあり方検討委員会としての意見

※委員会として必要な意見として以下に記載します。

(例)

- ・管理運営法方法の効率化
- ・目指すべき地域医療、福祉について
- ・医療機関以外の活用方法
- ・指定管理や民間譲渡を選択した際に、適切な候補先が見つからない場合の対応 等